

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人 明秀福祉会  
第2さつき認定こども園

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

## 〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

## 1号認定

	満3歳児	3歳	4歳以上	副食費徴収免除 の場合の加算額
4月	232,530円	232,530円	217,000円	4,500円
5月	232,530円	232,530円	217,000円	3,820円
6月	244,760円	244,760円	229,230円	4,500円
7月	244,760円	244,760円	229,230円	4,500円
8月	223,370円	223,370円	207,840円	4,270円
9月	223,370円	223,370円	207,840円	4,270円
10月	223,370円	223,370円	207,840円	4,500円
11月	223,370円	223,370円	207,840円	4,050円
12月	223,370円	223,370円	207,840円	4,270円
1月	223,370円	223,370円	207,840円	4,050円
2月	223,140円	223,140円	207,690円	3,820円
3月	239,190円	239,190円	223,740円	4,500円

## 2号・3号認定

	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除 の場合の加算額
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
4月	181,570円	178,590円	105,250円	102,270円	55,610円	52,630円	40,530円	37,550円	4,500円
5月	181,570円	178,590円	105,250円	102,270円	55,610円	52,630円	40,530円	37,550円	4,500円
6月	181,560円	178,580円	105,240円	102,260円	55,600円	52,620円	40,520円	37,540円	4,500円
7月	181,560円	178,580円	105,240円	102,260円	55,600円	52,620円	40,520円	37,540円	4,500円
8月	181,560円	178,580円	105,240円	102,260円	55,600円	52,620円	40,520円	37,540円	4,500円
9月	181,540円	178,560円	105,220円	102,240円	55,580円	52,600円	40,500円	37,520円	4,500円
10月	181,510円	178,530円	105,190円	102,210円	55,550円	52,570円	40,470円	37,490円	4,500円
11月	181,510円	178,530円	105,190円	102,210円	55,550円	52,570円	40,470円	37,490円	4,500円
12月	181,480円	178,500円	105,160円	102,180円	55,520円	52,540円	40,440円	37,460円	4,500円
1月	181,480円	178,500円	105,160円	102,180円	55,520円	52,540円	40,440円	37,460円	4,500円
2月	179,180円	176,240円	103,950円	101,010円	54,850円	52,060円	39,970円	37,180円	4,500円
3月	184,410円	181,470円	109,180円	106,240円	60,080円	57,290円	45,200円	42,410円	4,500円

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。